5.2　目標２　自転車を安全・安心に利用できる環境づくり

施策８．自転車通行空間ネットワークの形成【再掲】

自転車だけでなく、歩行者や自動車も安全で快適に道路を通行できるように、自転車通行空間の整備を推進します。

また、整備が完了した路線については、警察など関係者と連携し、路上駐車の抑制などに取り組みます。

施策９．自転車の安全利用に向けた市民の交通安全意識の向上

自転車を安全に利用するためには、利用者一人ひとりがルールやマナーを遵守することに加え、自転車利用者だけでなく、自動車運転者や歩行者も含めたすべての道路利用者が、交通ルールを正しく理解することが重要です。

また、事故の被害を軽減し、自らの身を守るためには、ヘルメットの着用や自転車の日常点検を習慣づける必要があります。

そのため、安全教育や広報・啓発を計画的かつ継続的に推進し、交通ルールの周知徹底と市民の交通安全意識の向上を図ります。

（1）自転車利用に関する安全教育の推進

幼児から高齢者まで全ての市民を対象として、自転車を安全に利用するために必要な知識や技能の習得を図るため、ライフステージに応じた安全教育を推進します。

- 北九州交通公園を活用したすべての世代を対象とする個人・団体向けの各種交通安全教室の開催
- 小・中・高校生を対象とした交通安全教室時における自転車の安全運転指導の実施
- 市内の中学生を対象とした「自転車交通ルール検定」の実施
- 自転車シミュレーターを活用した安全教育の実施
- 自転車運転免許講習会の実施
- 国や県が実施する講習会等の情報を周知

＜交通安全教室＞



＜自転車シミュレーター＞



資料：北九州交通公園 HP

＜自転車運転免許講習会＞



主に小学生以上を対象に実技と学科試験を行い、合格者へ免許証を交付。

※小学校高学年以外は、講習修了証の発行。

資料：スマートサイクルライフ北九州 HP

＜自転車交通ルール検定＞



「自転車安全利用五則」をわかりやすくまとめたテキストを使った市内の中学生を対象とした検定。

資料：北九州市安全・安心推進課

また、国及び県が実施する交通ボランティア講習の開催を周知し、交通安全に関する指導技術の向上につなげる。また、功労者表彰等において、優れた功績を残したボランティアを市として推薦することにより、優れた活動事例を関係機関・団体へ周知します。

(2) 自転車の安全利用に向けた広報・啓発

交通反則通告制度導入（いわゆる「青切符」制度）を機に、自転車の安全利用をさらに促進するため、幼児から高齢者まで全ての世代を対象に遵守すべき交通ルールの周知・啓発活動を推進します。また、近年普及が進んでいる自転車による配達（デリバリーサービス）について、関係事業者等への交通安全対策の働きかけ等を推進します。

- 四季の交通安全運動における街頭啓発。
- 市内全小学校、中学校、高校に自転車安全利用リーフレットを配布。
- 市内の高校生を対象に、放置自転車の防止や適切な駐輪を啓発するパンフレットを配布。

＜交通安全運動＞



＜自転車安全利用リーフレット＞



＜飲食物等のデリバリーサービス事業者・配達員への啓発＞

（事業者の皆様へ）



（配達員の皆様へ）



資料：北九州市安全・安心推進課

在留外国人や訪日外国人に対して、多言語等による情報発信を通じて日本の交通ルールやマナーの理解・徹底を図るため、様々な広報・啓発を実施します。

＜北九州で生活する外国人のためのガイドブック「Life in Kitakyushu」＞



資料：北九州市国際政策課

(3) 自転車利用時のヘルメットの着用促進

自転車乗車中死者の損傷部位は、頭部の割合が約６割と最も多く、自転車事故における死亡リスクの低減には頭部の保護が非常に重要です。

令和５年４月１日から全ての自転車利用者に対し、ヘルメットの着用が努力義務とされていますが、「３．９ 自転車の安全利用に向けた市民の安全意識の向上（１）自転車の交通ルール・マナーに関する啓発（P３３）」のとおり、自転車の交通ルール・マナーの遵守状況の中で「ヘルメットの着用」は、依然として低い水準にあります。

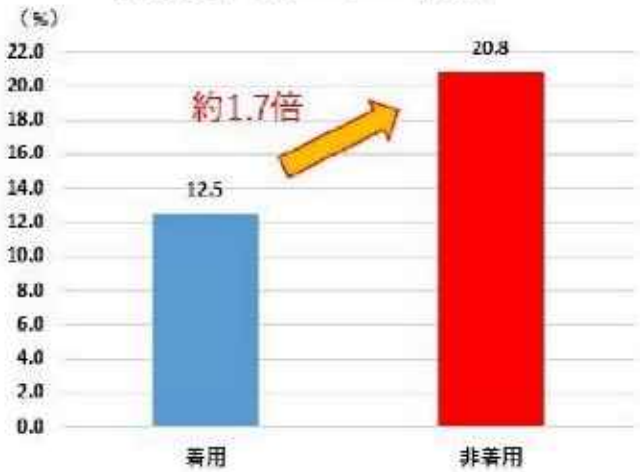
そのため、着用の効果や必要性について広報・啓発を行い、自転車利用時におけるヘルメットの着用を促進します。

図１　自転車乗用中死者の人身損傷主部位（致命傷の部位）
（令和３年～７年合計）



・「その他」とは、頭部、腹部等をいう。

図２　ヘルメット着用有無別人身損傷主部位「頭部」
構成率比較（令和３年～７年合計）



（注）　自転車乗用中の死者・重傷者における人身損傷主部が「頭部」であった者の構成率を比較した。

資料：警察庁 HP

(4) 自転車の点検・整備に関する広報・啓発

自転車を安全・安心に利用するためには、整備不良等による自転車事故が起きないよう日常の自転車の点検を行うことが重要です。そこで、自転車販売事業者と連携し、自転車を利用する際の点検方法や点検の必要性などについての広報・啓発に取り組みます。

＜交通安全教室＞





資料：北九州交通公園 HP

＜自転車点検整備啓発のパンフレット＞



資料：福岡県 HP

(5) 安全に自転車を利用するためのアドバイスやサポートの実施

自転車購入時における安全性の確保を図るため、自転車販売事業者と連携し、購入者に対する交通ルールや安全利用に関する説明を促進します。

また、自転車利用者の体格や利用目的に合った適切な自転車選びを支援するため、専門知識を有するスタッフ（BAA アドバイザー、SBAA PLUS 認定者等）が在籍する店舗情報の周知に取り組みます。

※BAA アドバイザー　：一般社団法人自転車協会が認定する安全・安心で環境に優しい自転車選びの専門家

※SBAA PLUS 認定者：3 年以上スポーツ用自転車の実務経験を有し、自転車技士、自転車安全整備士または両資格者と同等の技術を持った自転車協会主催の試験に合格した者

施策１０．自転車保険の加入促進

近年、全国的に自転車利用者が加害者となる事故による高額賠償事例が発生しています。こうした状況などを受け、福岡県の自転車条例が改正され、令和２年１０月１日より自転車保険の加入が義務付けられました。そこで、万が一の事故への備えとしての自転車保険の必要性や県条例の周知について、広報・啓発に取り組みます。

あわせて、自転車販売事業者と連携し、自転車購入時に、自転車損害賠償責任保険等への加入状況の確認や、加入の必要性について説明をするよう働きかけることで、自転車保険の加入促進を図ります。

＜福岡県条例のチラシ＞



資料：福岡県 HP

＜福岡県警察のチラシ＞



資料：福岡県警察 HP

『自転車が加害者となった事故の高額損害賠償事例』

判決認容額(※)	事故の概要
９,５２１万円	男子小学生が夜間、自転車で帰宅途中、歩道と車道の区別のない道路で歩行中の女性と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等で意識不明の重体となった。（神戸地方裁判所、平成２５年７月判決）
９,３３０万円	男子高校生が夜間、イヤホンで音楽を聞きながら無灯火で自転車を運転中に、パトカーの追跡を受けて逃走し、職務質問中の警察官と衝突。警察官は頭蓋骨骨折等で死亡した。（高松高等裁判所、令和２年７月判決）
９,２６６万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員と衝突。男性会社員に重大な障害（言語機能の喪失等）が残った。（東京地方裁判所、平成２０年６月判決）
６,７７９万円	男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂でスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性と衝突。女性は脳挫傷等で死亡した。（東京地方裁判所、平成１５年９月判決）
５,４３８万円	男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性と衝突。女性は頭蓋内損傷等で死亡した。（東京地方裁判所、平成１９年４月判決）

（※）判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です（金額は概算額）。

上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

資料：（一社）日本損害保険協会 SONPO HP

施策１１．自転車盗難の防止

自転車の盗難防止に向け、二重施錠や防犯登録の徹底などの広報・啓発に取り組みます。

（1）自転車盗難防止に向けた広報・啓発

警察、関係団体と連携し、自転車盗難の調査・分析を行い、対象を絞ったうえでリーフレット作成・配布等による広報・啓発を実施することで、二重施錠の普及など、市民の防犯意識の向上に取り組みます。

＜自転車盗難防止の啓発タグ：県内に設置＞







資料：福岡県警察ＨＰ

＜自転車盗難被害防止啓発チラシ＞



資料：北九州市安全・安心推進課

（2）安全で安心な駐輪環境の整備

安心して安全に駐輪施設を利用していただくために、自転車の盗難やいたずら等の犯罪抑止を目的として、警察など関係者と連携し、防犯カメラ設置などの対策に取り組みます。

また、駐輪施設内の自転車整理を行うことで、快適な駐輪環境を整えます。

（3）防犯登録の普及促進

防犯登録は、盗難防止や盗まれた自転車が発見されたときの所有者の早期特定に効果があります。

また、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」や「北九州市自転車の放置の防止に関する条例」などにおいて、自転車所有者に対して防犯登録が義務付けられています。

そこで、防犯登録の必要性や法律、条例などについての広報・啓発に取り組み、その普及促進を図ります。

＜防犯登録の普及に関するポスター＞



資料：北九州市道路維持課

＜防犯登録啓発サイト＞



資料：スマートサイクルライフ北九州 HP

施策１２．災害時における自転車の活用

災害時の危機管理体制の強化や地域の安全・安心の向上を図ることを目的として、国や県による災害時における自転車の活用に関する課題や有用性の検討結果を踏まえ、災害時における自転車の活用を検討します。

5.3　目標３ 自転車を活用した市民の健康増進と脱炭素のまちづくり

施策１３．健康増進に関する広報・啓発

多忙やきっかけがないなどを理由に運動やスポーツを行っていない市民が、日常生活の中に手軽に運動を取り込めるよう、自転車等を利用した健康増進に関する広報・啓発に取り組みます。

『自転車利用と健康について』

生活習慣病の予防や運動不足解消といった健康志向の高まりにより、健康維持を目的とした自転車利用への注目が高まっています。実際に、自転車もしくは自転車と徒歩による通勤では、クルマや公共交通機関に比べて、心疾患・がんによる死亡／発症リスクが最大５２%低下すると示されています。また、自転車通勤をした場合、出勤時・帰宅時ともに気分の「安定度」と「活性度」が向上し、イキイキした状態・リラックスした状態になると示されており、自転車の利用により、心身の健康増進が期待されます。

このように、自転車利用は、健康面に関して良い効果をもたらすと言えます。



図　通勤時の手段別にみた心臓疾患・がんによる死亡リスク・発症リスク

出典（図）：株式会社シマノ作成



図　自転車通勤による気分の安定度・活性度

資料：国土交通省_自転車通勤導入に関する手引き

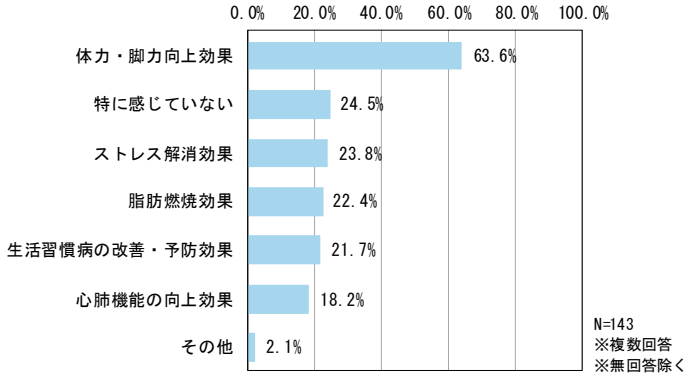


図　自転車を利用することで得られると感じる健康への効果

資料：北九州市自転車利用に関する市民アンケート（R8.1）

施策１４．自転車貸出し施設の活用

本市ではスポーツ・レクレーション活動の促進を目的に、河内サイクリングセンターや響灘緑地サイクリングターミナルを運営しています。

こうした手軽にサイクリングが楽しめる施設を活用し、市民の運動習慣のきっかけづくりや子どもたちが自転車に乗る楽しさを体験し、自転車の日常利用に繋がっていくような機会の創出を図ります。

また、「３．７自転車利用の促進⑶自転車貸出し施設の活用（P30）」のとおり、約半数の人が両施設のことを知らないと答えていることから、認知度を向上させるための情報発信をはじめ、周辺施設の観光資源を生かした各種イベントの実施など利用促進に向けた取り組みを推進します。

＜河内サイクリングセンター＞



資料　公園管理課

＜響灘緑地サイクリングターミナル＞



資料　道路維持課

＜若松北海岸周遊レンタサイクル（試行）＞





資料　北九州市インバウンド課

施策１５．身近な移動手段としての自転車利用の促進

短・中距離の自動車利用について、身近な移動手段である自転車への転換を図ることで、脱炭素社会の実現に寄与します。

（1）自転車通勤の促進

自転車通勤を促進するにあたっては、自転車利用者に対して健康維持・増進効果などを情報発信するとともに、市内企業に対して「自転車通勤導入に関する手引き」を活用した自転車通勤の効果、自転車通勤者の受け入れ環境づくりに関する情報提供を行います。

また、環境負荷の低減・交通渋滞の緩和・公共交通の利用増加といった「社会環境」へのメリットを図るため、「エコ通勤優良事業所認証制度」や「自転車通勤推進企業宣言プロジェクト」といった国の事業への積極的な参画を促進します。

＜自転車通勤導入に関する手引き＞

・自転車通勤制度を導入することによって得られる経費の削減や生産性の向上といった事業者側のメリットや、通勤時間の短縮や身体面・精神面の健康増進といった従業員側のメリットについてまとめられており、自転車通勤制度の導入と実施における課題などに対応した制度設計を行うための手引き。

・これから自転車通勤制度を導入するための検討を行う際や、既にある自転車通勤制度の見直しを行う際の参考となるもの。



図　自転車通勤導入に関する手引き

資料：自転車活用推進官民連携協議会

＜エコ通勤優良事業所認証制度の概要＞

・公共交通利用推進等マネジメント協議会により、エコ通勤に関して高い意識を持ち、エコ通勤に関する取組み（自転車通勤の奨励等）を積極的に推進している事業所を認証・登録し、その取組みを国民に広く紹介する制度。

・認証を受けると、事業所名などが認証制度ホームページなどで紹介されるとともに、自社のホームページや刊行物にロゴマークを入れてアピールすることができる。（優秀な事業所は、国土交通大臣表彰に推薦）



図　エコ通勤優良事業所認証ロゴマーク

資料：国土交通省、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 HP

＜自転車通勤推進企業宣言プロジェクト＞

・企業活動における自転車通勤や業務利用を拡大するため、自転車通勤を積極的に推進する事業者の取組を広く発信するための認定制度。

	宣言企業	優良企業
認定要件	以下の３項目すべてを満たす企業・団体 ①従業員用駐輪場を確保 ②交通安全教育を年１回実施 ③自転車損害賠償責任保険等への加入を義務化	自転車通勤者が、100 名以上または全従業員の２割以上を占め、先進的な取組を行う宣言企業から、独自の積極的な取組や地域性を総合的に勘案し、特に優れた企業・団体を認定 ①定期的点検整備を義務化 ②盗難対策を義務化 ③ヘルメット着用を義務化 ④その他自転車通勤を推進する取組み （通勤手当支給、ロッカー・シャワー等の自転車利用環境整備等）
期間	５年間有効（更新可）	宣言企業の有効期間（更新可）

資料：国土交通省

(2) 自動車から自転車への転換

短・中距離の移動において、公共交通と自転車を組み合わせた効率的な移動を促進します。特に駅から目的地までの移動手段として、シェアサイクルの有効活用を図るため、ステーションの設置拡大や広報啓発を強化します。また、通勤・通学・観光といったあらゆるシーンで、自動車から自転車への利用転換を図ることで脱炭素社会の実現に寄与します。

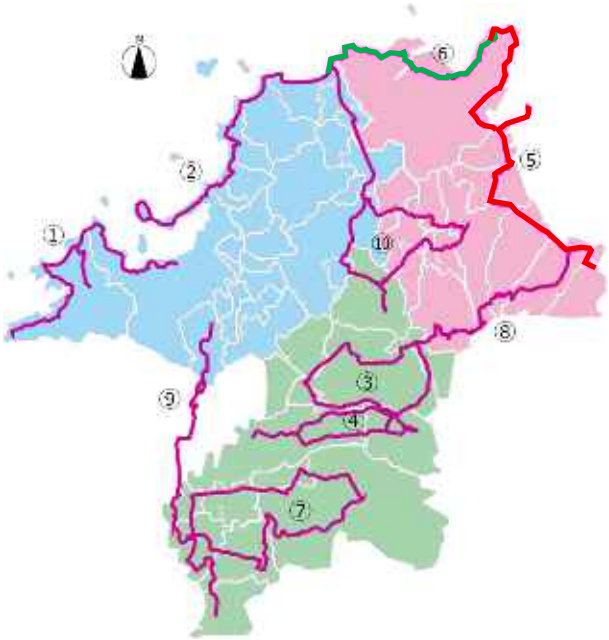
5.4　目標４　自転車を活用した観光・賑わいづくり

施策１６．サイクルツーリズムの推進

自転車を活用した観光振興である「サイクルツーリズム」を推進するため、「福岡県サイクルツーリズム推進協議会」と連携し、広域モデルルートの整備やサイクリストの受入環境の整備、情報発信に取り組みます。（本市が関連する広域モデルルートは、下図⑤⑥）

また、ロングライド向けの広域モデルルート以外にも、気軽に観光地を「ポタリング※」するルートなどを設定し、様々なスタイルでサイクリングが楽しめる環境づくりを推進します。

※　散歩をするように、気軽にゆっくりと自転車で散策することを意味する和製英語。



① 福岡・糸島ルート　：約７８km
② 直方・宗像・志賀島ルート　：約９０km
③ あさくら・大刀洗周遊ルート：約７３km
④ 久留米・うきは周遊ルート　：約７７km
⑤ 北九州（門司）・京築ルート：約８９km
⑥ 北九州（門司）・芦屋ルート：約４４km
⑦ 筑後周遊ルート　：約５５km
⑧ 豊前・東峰ルート　：約６１km
⑨ 那珂川・大牟田ルート　：約８６km
⑩ 直方・嘉麻、筑豊周遊ルート：約１１０km

図　福岡県サイクルツーリズム広域モデルルート（１０ルート）

資料：福岡県

（1）広域モデルルートの整備

広域モデルルートの案内表示を設置します。

＜路面表示・案内板＞



＜矢羽根型路面表示＞



北九州（門司）・京築ルートの整備例

資料　北九州市道路維持課

(2) サイクリストの受入環境の整備

トイレが利用できる施設などに、サイクルスタンドや空気入れなどを設置することで、サイクリストが気軽に休憩できるサイクルステーションを整備します。

＜北九州空港のサイクルステーション＞



資料：北九州エアターミナル

(3) 情報発信

自転車活用を通じて、本市の魅力をより効果的に伝えるため、多様な媒体を用いて情報発信を行います。

ポータルサイト「スマートサイクルライフ北九州」などを活用し、市内の観光スポットやグルメ情報に加え、それらを自転車で巡るおすすめサイクリングルートを紹介します。

また、自転車レースなどのサイクルスポーツについても積極的に発信し、スポーツとしての自転車の魅力、競技の普及・振興に資する情報を幅広く提供します。

さらに、市内で開催されるサイクルイベントの情報をタイムリーに発信することで、市民の参加を促すとともに、イベントを通じた地域の賑わいづくりを促進します。

＜観光（JR 門司港駅）＞



＜イベント（マイナビツール・ド・九州 2024 小倉城クリテリウム）＞



資料：スマートサイクルライフ北九州 HP

＜ご当地グルメ（焼きカレー）＞



＜ご当地グルメ（すし）＞



資料：北九州パレット HP

施策１７．シェアサイクル事業の推進【再掲】

市民アンケート調査によると、シェアサイクルを利用したいと答えた方の利用目的は、「買物・食事など」や「観光・レジャー」が６割を超えており、街なかでの移動や観光利用でのニーズが高いことがうかがえます。

これを踏まえ、ニーズに応じたシェアサイクルステーションを配置する

など、街のにぎわいづくりや周遊観光の促進に向けた取り組みを推進します。

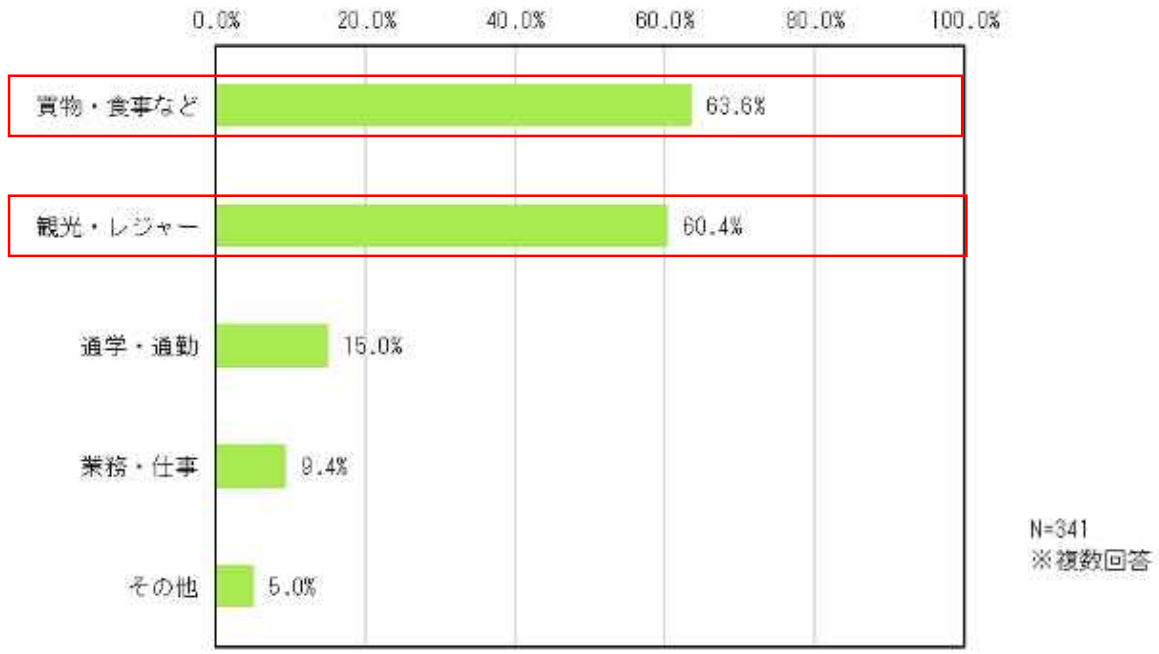


図　シェアサイクルを利用したい方の利用目的

資料：北九州市自転車利用に関する市民アンケート（R8.1）

また、本市を訪れる観光客の利便性向上と地域活性化を目的に、各エリアの特性に応じたレンタサイクルを展開しています。小倉都心部では電動アシスト自転車による回遊性向上、門司港レトロ地区では多様な車両で街並みを巡るレンタルサービスを実施しています。今後もこれらを普及・促進させることで、環境負荷の少ない観光形態の確立と地域の賑わいづくりを推進します。

＜レンタサイクル（小倉都心部）＞



資料：NPO 法人 I-Do

＜レンタサイクル（門司港）＞



資料：NPO 法人 I-Do

6． 計画の推進

6．1 指標

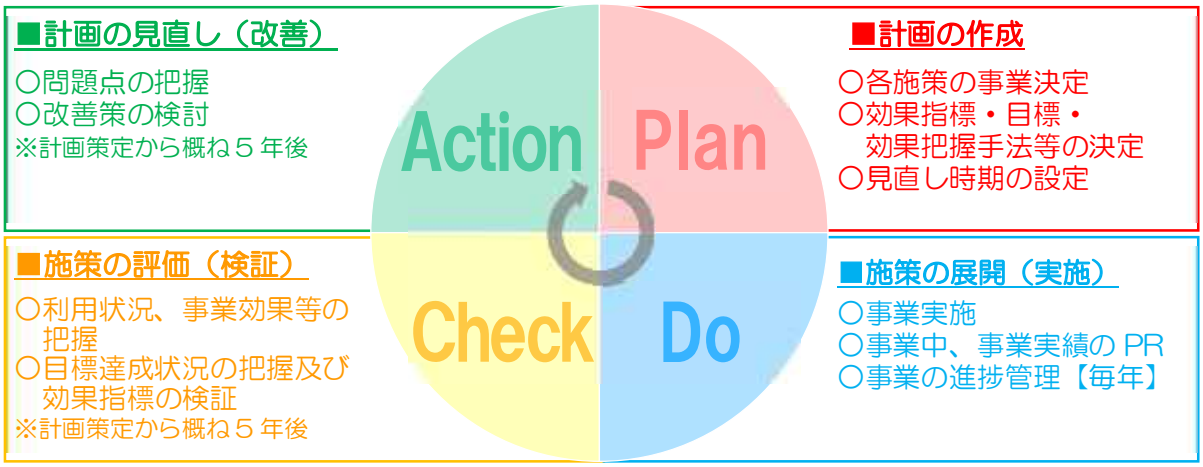
以下の指標を目標に掲げ、実施すべき施策に取り組んでいきます。

施策		指標	R 元年度末 実績	R7 年度末 実績	目標 R12 年度末
1	自転車通行空間 ネットワークの形成	自転車ネットワーク計画を主体とした 自転車通行空間の整備延長	39 ㎞	55 ㎞	85km
2	利用しやすい 駐輪環境の形成	駐輪施設を利用する人の割合	78%	87%	90%以上
3	放置自転車対策 の推進	自転車放置禁止区域内の 放置自転車撤去台数	1,240 台	805 台	600 台以下
4	シェアサイクル事業 の推進	シェアサイクル 1 日平均利用台数	177 台	330 台	500 台
7	自転車利用の促進に 関する情報発信の充実	ウェブサイト「スマートサイクル ライフ北九州」の 1 日平均閲覧数	180 回	181 回	360 回
9	自転車の安全利用に 向けた市民の 交通安全意識の向上	ルール・マナーが守られていると 感じる人の割合	65%	69%	80%以上
		年間の自転車関連事故件数	622 件 （令和元年）	417 件 （令和 7 年）	370 件以下 （令和 12 年）
10	自転車保険の加入促進	自転車保険の加入割合	52%	65%	100%
11	自転車盗難の防止	年間の自転車盗難件数	903 件 （令和元年）	1,312 件 （令和 7 年）	880 件以下 （令和 12 年）
13	健康増進に関する 広報・啓発	自転車の利用頻度が 月に数日以上という割合	20%	17%	30%
15	自転車通勤の促進				
14	自転車貸出し施設 の活用	河内サイクリングセンター及び 響灘緑地サイクリングターミナル の年間利用者数	46,000 人	27,550 人	50,000 人
16	サイクルツーリズム の推進	市内の広域サイクリングルートの 整備数	―	0 ルート	2ルート

6．2 計画の推進と進捗管理

計画の推進にあたっては、国や福岡県、その他の関係団体等と緊密に連携を図ることとして、以下のPDCAサイクルにより進捗管理を行います。

（R3.1）



参考資料

策定体制と策定経過

■　策定体制

北九州市自転車活用推進計画検討会　　（五十音順、敬称略）

	氏名	所属
構成員	内田　晃	北九州市立大学　教授
	河邊　政恵	株式会社リバー不動産　代表取締役社長
	寺町　賢一	九州工業大学大学院　教授
	濱田　千夏	ＮＰＯ法人Ｉ－ＤＯ　理事
	藤重　めぐ美	北九州市ＰＴＡ協議会　副会長
	藤本　幸彦	サイクリングチーム　Ｂｌｕｅ　Ｇｒａｓｓ
	山野内　聡香	北九州市立大学　学生（公募構成員）
オブザーバー	福岡県警察本部交通企画課	
	福岡県警察本部交通規制課	





■　策定経過

第１回北九州市自転車活用推進計画検討会

令和８年３月２６日（木）

・北九州市の自転車施策に関するこれまでの取り組み状況の報告について

・北九州市自転車利用に関する市民アンケート調査の結果報告について

第２回北九州市自転車活用推進計画検討会

令和８年７月１７日（金）

・北九州市自転車活用推進計画見直し（素案）について

第３回北九州市自転車活用推進計画検討会

令和８年１０月２６日（月）

・市民意見募集の結果について

・北九州市自転車活用推進計画見直し（案）について

■　市民意見募集

本計画の中間見直しに関して「市民意見募集」を実施しました。本庁、区役所での資料の配布・閲覧、市ホームページでの閲覧や市公式 SNS による周知を行ってご意見を募集した結果、市民の方から下記の項目に関するご意見が提出されました。

(1) 意見の募集期間

令和８年８月１７日（月）～令和８年９月１８日（金）

(2) 意見提出状況

意見提出者　　１５名　　提出意見数　　５０件

電子メール	郵送	ＦＡＸ	持参
９名	０名	１名	５名

(3) 意見の内訳

項目			件数
(1)　３章　これまでの取り組みと課題について			**３件**
(2)　５章　目標を実現するための施策の展開について			**４４件**
	施策１	自転車通行空間ネットワークの形成	（８件）
	施策２	利用しやすい駐輪環境の形成	（２件）
	施策３	放置自転車対策の推進	（５件）
	施策４	シェアサイクル事業の推進	（５件）
	施策５	情報通信技術活用の推進	（１件）
	施策６	サイクル＆ライドの促進	（２件）
	施策７	自転車利用の促進に関する情報発信の充実	（２件）
	施策８	自転車通行空間ネットワークの形成【再掲】	（１件）
	施策９	自転車の安全利用に向けた市民の交通安全意識の向上	（８件）
	施策１０	自転車保険の加入促進	（１件）
	施策１１	自転車盗難の防止	（２件）
	施策１２	災害時における自転車の活用	（１件）
	施策１５	身近な移動手段としての自転車利用の促進	（１件）
	施策１６	サイクルツーリズムの推進	（５件）
(3)　その他			**３件**
計			**５０件**